

# 金沢市旅館業法施行条例 及び 金沢市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例の改正骨子（案）について

## 改正の背景

本市では、管理者が施設内や近隣にいない簡易宿所や民泊の増加に伴い、騒音やごみ出しのトラブル等を懸念する周辺住民からの声が高まっています。

一方、簡易宿所等は本市における観光振興や空き地・空き家の解消にも寄与していることから、庁内プロジェクトを結成し、本市における簡易宿所等のあり方について検討を重ねました。

### 金沢市の特色

- 様々な観光資源と市民生活とが調和する魅力あるまち
- 国内外から多くの観光客を迎えるまち
- 古い木造住宅が密集し、幅員の狭い道路が多いまち

### 本市にふさわしい宿泊施設像

### 地域の活性化を促し、市民にも利用者にも安全安心な宿泊施設

- ◎ 管理者が施設内や近くに駐在し、火災発生時等に迅速な対応ができる、安全安心な施設
- ◎ 周辺に配慮しながら、多様で良質なサービスを提供する施設
- ◎ 地域との交流により、地域活性化に寄与する施設

### 金沢市旅館業法施行条例等の改正

## 改正の概要

条例改正により、簡易宿所等の宿泊施設には、さらに下記の規定が適用されます。

### 【簡易宿所（新規許可施設）】

#### ◆◆ ①構造設備基準 ◆◆（許可要件化）

◎管理者の顔が見える安心な施設

- (1) **玄関帳場**※の設置 ※ 宿泊者の受付場所  
▶それにより難しい場合は、**施設外に玄関帳場**を設置
- (2) **施設外玄関帳場**の構造基準  
▶宿泊施設への人の出入りを確認できる**監視カメラ**などを設置  
▶宿泊施設に**概ね10分以内**に到着できる場所に設置
- (3) **標識**の設置  
▶宿泊施設には**管理者の連絡先等**を記載した標識、施設外玄関帳場にはその旨を記載した標識

### 【全ての旅館業施設】

#### ◆◆ ②営業者等の責務 ◆◆

◎近隣住民の生活環境の保全

- (1) **管理者**の設置  
▶緊急時に**概ね10分以内**に駆けつけて対応
- (2) 管理者等の**玄関帳場での駐在**  
▶人が宿泊する間は**24時間体制**で対応
- (3) 宿泊者の**面接**  
▶宿泊者の**本人確認、人数確認、適切な鍵の受渡し**
- (4) 宿泊者への**説明**  
▶**防火、騒音、ごみ処理**等についてのルール
- (5) **苦情・問合せへの対応**  
▶近隣住民からの苦情や問合せに**迅速**に対応

### 【全ての旅館業施設（新規許可施設）】

#### ◆◆ ③火災対策 ◆◆

◎近隣住民や宿泊者の安全

- ※ 施設内に**玄関帳場**を設置しない簡易宿所
- (1) **消火器**の設置（屋内と屋外に設置）
  - (2) 自動火災報知設備と火災通報装置の連動  
▶火災時の消防への迅速な通報のために
  - (3) 類焼火災保険への加入（努力義務）  
▶万一延焼した場合の補償のために
- ※ 上記以外の全ての旅館業施設
- (4) **消火器**の設置（屋内のみ）

### 【全ての旅館業施設】

#### ◆◆ ④地域コミュニティの活性化 ◆◆

- (1) 地域コミュニティの重要性を理解し地域活動への協力に努める

### 【全ての旅館業施設】

#### ◆◆ ⑤条例違反に対する措置 ◆◆

- (1) 勧告・命令、公表  
▶②に違反した場合
- (2) 過料  
▶(1)の命令違反や検査を拒む場合

②～⑤は、住宅宿泊事業を営む施設においても適用されます

## 今後の予定

令和元年度3月定例会月議会に上程し、令和2年7月1日からの施行を目指します。